

一般社団法人みどり青色申告会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人みどり青色申告会（以下「本会」という。）の会員資格に関する事項を定める。

(入会)

第2条 本会に入会を希望する者は、定款第6条に基づき次の事項を所定の様式の入会申込書に記入し、会長に提出しなければならない。

- (1) 申告地住所及び電話番号・ファックス番号
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 職業
- (5) 屋号
- (6) その他参考事項

2 会長は、前項に定める入会申込書を受理したときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 会長は、入会の承認として、入会者に対し会員証を交付するとともに、会員名簿に入会申込書の事項を記載するものとする。

(権利の消滅)

第3条 会員が、定款第9条から第11条までに該当したことにより、その資格を失ったときは、本会に対する一切の権利が消滅する。

(退会)

第4条 会員が本会を退会するには、定款第9条に基づき次の事項を記載した退会届を会長に提出しなければならない。

- (1) 申告地住所及び電話番号・ファックス番号
- (2) 氏名
- (3) 職業
- (4) 屋号
- (5) その他参考事項

2 前項に定める退会届を受理したとき、又は、定款第10条又は第11条により会員資格を失ったときは、その旨を理事会に報告しなければならない。

3 退会者は本会へ会員証を返却するとともに、本会は会員名簿から退会者の事項を削除する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則

この規程は、本会が一般社団法人の設立の登記をした日から施行する。